# 日本国の原子力補完的補償「CSC」条約加盟に ついての検討

# 佐 藤 一 明

#### 目 次

- 1. はじめに
- 2. 3個の国際条約とは
  - 2-1 3個の国際条約
  - 2-1 改正パリ条約加盟の検証
  - 2-2 改正ウイーン条約加盟の検証
- 3. 原子力の損害賠償条約の国際条約の必要生 その1
- 4. 原子力損害賠償条約の必要性(法適用面から) その2
  - 4-1 国際裁判管轄権の視点から
  - 4-2 国際私法の準拠法の視点から
  - 4-3 国際条約に加盟しないと、どうなるか
- 5. 日本国が検討している原子力補完的補償条約(CSC)とは
- 6. 日本国が原子力補完的補償条約(CSC)に加盟しなかった理由
- 7. 原子力損害賠償補完保障条約(CSC)加盟の検証
  - 7-1 沿革から見た検証
  - 7-2 原子力損害賠償補完保障条約 (CSC) 加盟の長所、短所
  - 7-3 原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC) と原子力 損害賠償法の法的整合性
  - 7-3-1 原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC) と 原子力損害賠償法の共通点
  - 7-3-2 原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC) と 原子力損害賠償法の差異
- 8. 結 論

## [キーワード]

国連分担金 除斥期間 プライス.アンダーソン法 集中の原則 有限責任、 無限責任 準拠法の指定 国際裁判管轄権

# 要旨

日本政府は平成23年度2月に原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC) に加盟する方向で検討に入った。

そこで原子力損害補完的補償に関する条約 (CSC) とはなにか

現在、世界にある3個の原子力損害賠償の条約を紹介、そして日本国が原子力の損害賠償に加入するとすればいずれの条約がよいかを検証する。

その結果3個の原子力の国際条約の中でアメリカを中心とする原子力損害補完的補償に関する条約(CSC)に加盟する方向が妥当であることを論証する。

次に日本国の原子力損害賠償補償法と原子力損害補完的補償に関する条約 (CSC) との法的な整合性がとれるかについて検証して両方は整合性があることを証明する。

# 1. はじめに

「原子力発電については、いったん事故が発生すると広い範囲で深刻な損害をもたらすことが懸念され、事故に備えた法律の整備の議論と背中合わせに開発実施が進められてきた。

特に国境を接するヨッロッパでは当初から国境を越えた損害賠償が念頭に おかれていた。

そして1986年4月26日チエルノブイル原子力発電事故を契機として国境を 超える原子力損害に対する法的対応について関心が高まってきた。

日本国周辺においても多くの原子力発電所が稼働しており黄砂や台風といった気象現象を考えてみると国境を超える原子力損害の問題は日本としても検討する必要がある。|<sup>6</sup>

日本国政府は原子力事故の損害賠償について定めた国際条約である原子力 損害補完的補償条約」(CSC) に、2013年度にも加盟する方針を打ち出し、 条約の加盟がクローズ、アップされ始めた。

この原子力補完的補償条約(CSC)は現在、アメリカ、アルゼンチン、モ ロッコ、ルーマニアの4カ国が加盟している。

「日本国政府が加盟の是非を含めて検討している条約は、アメリカが批准 している原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)である。

日本が批准すれば条約発効要件5か国の加入条件を満たすため、アメリカ から東京電力福島第一原子力発電所事故の前から加入を強く促されてい た。[1]

日本国政府が加盟を検討している条約は原子力損害補完的補償条約 (CSC) であり、1997年に国際原子力機関(IAEA) で採択され、アメリカ は2008年に批准したが、締約国が4カ国と少ないため、いまだに条約は発効 していない。

日本国政府は同条約を主導するアメリカから今まで参加を求められていた が原子力発電の再稼働や海外への輸出を今後進めるにあたり、賠償の国際的 な枠組みへの参加は不可欠になる、と判断したからである。

仮に原子力輸出政策を継続する方針が示されれば、損害賠償条約へ加盟す る意義が大きいとの判断が下されるものとみられる。

原子力の事故で賠償額が一定額を超す場合、加盟国が分担金として資金を 出し合うのが特徴である、原子力の事故発生国の被害者の保護が厚くなるの が条約の利点である。

反面、この条約に加盟する不利益として日本国が加盟して他国で事故が発 生すると、約70億~80億円を分担金として払う可能性があるため、その分担 金の重さがぎっしりとのしかかってくることになる。

その分担金を日本政府が負担するのか、原子力事業者が支払うのか これから将来、大きな問題点として今後、浮かび上がってくる。

日本国政府は新しいエネルギー政策をまとめる平成23年度、夏以降、条約 批准へ向けた作業を本格化させ、関係府省が捐害賠償条約に加盟した場合の 利点と不利益を検討している段階である。

それは平成23年度、夏まとまる「エネルギー・環境戦略」で原子力発電比率と原子力輸出政策の在り方が決まるまでは、原子力損害補完的補償条約 (CSC) への加盟が日本にとって利益となるかどうかを見通せないためである。

しかし日本国政府は国会での条約案提出をめざすが、現実には国内法の改 正が必要になるため、難しい情勢である。

アメリカのエネルギー副長官パネマン米エネルギーは共同通信との電話インタビューで「日本は原子力損害補完的補償条約 (CSC) の批准について2011年5月12日、将来発生する可能性がある原子力事故の賠償金を、世界各国が拠出した基金で補う原子力損害補完的補償条約 (CSC) を日本が批准することが極めて重要だ。

そして日本国政府に早期条約締結を促し、東京電力福島第1原発事故については、作業は明らかに長期間に及び、収束の確たる見通しはない、道のりは長い|<sup>3</sup>との厳しい見方を示した。

さらにアメリカ、エネルギー副長官パネマンは条約に加盟すると「世界中 のあらゆる企業が損害賠償で適切な保護を受けられる。

世界全体が利益を得られ、原子力の安全にもプラスになる」<sup>3)</sup> と条約の意義を強調した。

# 2. 3個の国際条約の国際条約とは

## 2-1 3個の国際条約

#### 表 1

3個の原子力の損害賠償に関係する条約共通内容

#### 原子力補完的保障条約(CSC) 3個の条約の共涌内容 1 採択機関は IAEA。 1 原子力損害の責任に関す 2 1997年採択。未発効。 る最低基準基本原則を設 3 締約国は、アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、 定 アメリカの4カ国 4 国内法における責任額(賠償措置額)を超える原 2 原子力事業者の無過失青 子力損害が生じた場合に補完的補償条約(CSC) 任主義 締結国の拠出による補完的基金を損害賠償の金額 に充てる。 3 原子力事業者の責任集中 ウイーン条約 (VS) 主義 1 採択機関はIAEA。 4 責任額の制限最適基準 2 1963年採択。1977年発効。 3 締約国は、中東欧、中南米等 IAEA 加盟国を中心 5 賠償措置のための資金的 に34ヶ国。 保証の義務 4 責任額は7億 SDR (1997年改正条約)。 パリ条約 (PC) 6 専属裁判管轄権の設定と 1 採択機関は OECD/NEA 判決承認 2 1960年採択。1968年発効。 3 締約国は、仏、独、英、伊等の欧州の、OECD 加 盟国を中心に15ヶ国

# 2-2 改正パリ条約の問題点

4 責任額は7億ユーロ (2004年改正条約)

「主な締結国は欧州の EU 諸国 (欧州連合諸国) であり、国境を超えて生 じる損害(超境損害)への対応という点で我国と地理的関係が薄い国々が加 盟国になっている。│⁴

この条約は異常に巨大な天災地変が免責になっていない、日本国の原子力 損害賠償補償法では免責になっている点が大きく異なるところである。

除斥期間については日本国の法制度では「不法行為の時から20年」(民法723条)と定められているがパリ条約では「死亡、または身体の障害は原子力の事故の時から30年その他の損害は原子力の事故の日から10年である」更に、日本国が不参加の理由はパリ条約では原子力事業者に日本の原子力損害賠償補償法は無限責任(原賠法3条、16条)を採用しているがパリ条約は有限責任を採用していることでこの点が、相いれない点である。

## 2-3 改正ウイーン条約の問題点

「締結国が5カ国と少なく、また締結国が中東欧、中南米の国であり越境 損害への対応という点で日本国と地理的関係が薄い。|5

また、異常に巨大な天災地変が免責になっていない、除斥期間については 日本国の法制度では「不法行為の時から20年」(民法723条)と定められてい るがウイーン条約では「死亡、または身体の障害は原子力の事故の時から30 年その他の損害は原子力の事故の日から10年である」、原子力事業者の責任 はウイーン条約について有限責任を採用しているが日本国の原子力損害賠償 補償法は無限責任(原賠法3条、16条)を採用している点である。

日本国の原子力損害賠償補償法とウイーン条約の法律的整合性ができていない点が、日本国がウイーン条約に加盟できない理由である。

# 3. 原子力損害賠償の国際条約の必要性 その1

原子力の被害の恐ろしさは人間が一度に大量の放射線を浴びると健康に大きな影響を受ける、放射線は人間の体に入って細胞や遺伝子の働きを壊す。

長い間時間がたってから、白血病や癌などの病気があらわれる。

親から子供へと病気が遺伝することもある。

今回のフクシマの事故では、土地、農作物が放射線に汚染され、土地の汚染が行われ、農作物は売れず、故郷を離れ他の土地に移転する人も多くいる。 原子力の事故がいったん発生すると、人の命をむしばみ、身体を損傷し、

コメ、野菜等、人間が毎日必要とする食物に打撃を与える、それのみか雇用、 建物の指傷、自己の大切な家に住むことができない実情を今までの原子力の 事故のたびごとに世界の人は直接、間接体験してきている。

この原子力の事故は当に一般の事故と全く比較にならない被害の大きさで ある。

原子力の事故は事故発生国のみならず隣国は無論、遠方の国主で被害が発 生し、その被害は数十年間継続して発生する。

できるだけ多くの国が原子力の国際条約を締結して締結国が資金面、など で協力、扶助、していく必要性がある。

原子力補完的補償条約(CSC)は、大規模な原子力損害により責任限度額 を超えた場合、全締約国が拠出する補完基金により、実際の補償額が底上げ されるのが特徴である。

条約締結国がお互いに協力することになり、原子力の損害が大きく、被害 額が多くなればなるほど、原子力の国際条約が必要になる。

# 4. 原子力損害の国際条約の必要性(法適用の面から) その2

## 4-1 国際裁判管轄権の視点から

国際裁判の管轄権について国際裁判管轄権は条約等で定めている場合を除 けば、国際的な取決めがあるわけではなく、条理を参考にして決定するのが 妥当である。

民事訴訟法には裁判の管轄権の規定があり、民事訴訟法を参考にして考え てみる。

民事訴訟法第4条に『訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判 所の管轄に属する』とあり福島の事故では事故発生国の日本の裁判所に管轄 権が認められる。

民事訴訟法第5条9項に『不法行為があった地を管轄する裁判所に提起す

ることができる』とあり、福島の事故では不法行為の事故発生地として日本 の裁判所に管轄権が認められる。

民事訴訟法第5条9項に『不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができる』の規定から、不法行為の損害発生地として他国の裁判所にも管轄が認められる。』<sup>7</sup>

今回の福島の事故のケースでは複数の国で被害が発生していると考えられる。

裁判管轄権は不法行為の損害結果発生地国にも認められることから、一つの事故であっても被害の結果発生地は複数の国に及ぶことが考えられ、裁判管轄権も複数の国にまたがるため、そのため裁判管轄権がバラバラになってくる。

## 4-2 国際私法の準拠法、の視点から

国を超えた民事に関する損害賠償に関する裁判について各国に渉外的な私 法関係を定めた法律(国際私法)がある。

「準拠法については通則法(平成18年法律第78号、以下「通則法」という)によって全面改正される前の法例(明治31年法律第10号)において、原則として「原因タル事実ノ発生シタル地」が不法行為の成立及び効力の準拠法になるのを原則としつつ(法例11条1項)、日本国外で発生した事実が日本法によれば不法行為ではない場合には、当該不法行為地法を適用しないとともに(同条2項)、日本国外で発生した事実が日本法によっても不法な場合であっても、日本法が認めた損害賠償その他の処分しか請求できない(同条3項)ものとしていた。

通則法においても、不法行為地法と法廷地法を併用する立場は貫かれているが、解釈上分かれていた点を明確にし、準拠法の選択を柔軟化した。

まず、隔地的不法行為における不法行為地の意義に関して解釈が分かれていた点について、被害者保護の観点から『加害行為の結果が発生した地』と 規定することにより、結果発生地説を採用することを明確にした(通則法17 条本文)。

ただし、これを貫くと、通常は想定されない地で加害行為の結果が発生し た場合に、加害者にとって予見できない事態が生じる場合もある。

そのため、『その地における結果の発生が通常予見することのできない』 場合には、例外的に加害行為が行われた地の法を適用するものとしている(同 条伯書)。

以上のことから準拠法が結果発生国の法律が選択されることがあるため、 一つの原子力の事故から複数の国にわたり被害が及ぶことが考えられ、被害 者の国が異なるごとに準拠法も異なり、適用される法律がバラバラになって くることになる。

## 4-3 国際条約に加盟しないとどうなるのか

このように国際条約がなければ、裁判管轄権、準拠法についてもバラバラ の解決になる。

「日本国は国際原子力機関(IAEA)が採択した、原子力損害の補完的補 償契約に関する条約(CSC)の加盟を日本国はアメリカから要請されて検討 してきた、しかし日本では事故が起きないという日本国の原子力の「安全神 話 | を前提として日本国ではなく近隣国の事故で日本国に被害が及ぶことを 想定して他国で事故が発生して国内の被害が他国の裁判所で裁判を行うこと に恐れをなして加盟を見送ってきた。[8]

今回の日本国の「フクシマ」事故はまったく想定していない出来事であっ たので、全くあべこべの事件が発生したことになる。

この為、日本国はいずれの条約にも未加入なので福島第一原発事故で海に 流れた汚染水が他国の漁業に被害を与えて、津波で流された大量の瓦礫に放 射性物資が付着して他国に流れついて、被害者から提訴されれば他国の原告 の国で裁判が行われることになる。

つまり日本国以外の国が裁判の管轄権有し、賠償金の算定基準もその国の 採用された法則に乗り、賠償金が大きく膨らむ可能性がある。

日本国の管政権は電力会社の企業の賠償を支援するが海外での訴訟が相次 げば国内だけで数兆億円とみられる賠償金がさらにます恐れがあると心配し ていた。

国際私法の専門家の中には事故発生国後でも提訴される前に条約に加盟すれば「相手国と交渉次第で管轄権を日本に置くことができる」と指摘する者もいる。

これはあくまで交渉次第であり交渉が決裂すれば全く意義のないことになる。 すべての被害者の国と交渉が成立することは困難であると思う。

今後さらに被害が拡大する恐れがあり「提訴される前に原子力損害の補完的補償契約に関する条約」(CSC)に加盟を急ぐべきである」との声が出始めている。

このように国際条約がなければ、国際裁判管轄権、準拠法についてもバラバラの解決になる。

しかし、原子力の国際条約で管轄権と準拠法を定めておけば事件が発生しても統一した解決が行われることになり、ここに国際条約の最大の目的がある。

# 5. 日本国政府が検討している原子力補完的補償に関する 条約とは

原子力損害補完的補償に関する条約 (Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage) とは1997年に国際原子力機関(IAEA)で採択され、米国は2008年に批准したが、現在はアメリカ、アルゼンチン、モロッコ、ルーマニアの4カ国が加盟して原子力の事故で賠償額が一定額を超す場合、加盟国が資金を出し合って支え合うしくみになっている。

締約国が少ないためいまだに発効していない。

パリ条約(改正パリ条約を含む、以下同じ)、ウィーン条約(改正ウィーン条約を含む、以下同じ)と同様に、原子力損害の責任に関する事項を定め

た条約であるが、大規模な原子力損害により責任限度額を超えた場合、全締 約国が拠出する補完基金により、実際の補償額が底上げされるのが特徴です。

その仕組みは原子力発生時に事故発生国の責任限度額原則3億 SDR(約 500億円)を超えた場合、すべての加盟国により拠出された補完基準を用い て、より良い補償額を被害者に提供するものである。

これに不足する額は公的資金により補償されることとなるが、この責任額 はウィーン条約と同様で、パリ条約の7億ユーロ(約1000億円)よりも大幅 に少なく設定されている。

「パリ条約、ウイーン条約の締結国、または両条約の非締結国であるにか かわらず、国内法における責任額(賠償措置額)を超える原子力の損害が発 生には原子力補完的補償条約 (CSC) 締結国の拠出による補完的基金を損害 賠償にあてることを可能とされ原子力損害の責任に関する内容は概ね改正ウ イーン条約と同じである。|11)12)13)

「この補完基金の資金は加盟国の原子力設備容量及び国連の分担金に応じ て算出されるものである。したがって加盟国が増えれば増えるほど資金は増 加して大規模な原子力の事故の備えとなる。|12

「締結国の国内法による賠償措置額を超える賠償負担の一部を締結国の拠 出金による補充する仕組みになっており、アジア諸国も含めて加盟してくる 可能性があり、アジア周辺諸国が比較的加盟しやすい内容であり、アジア周 辺地域において国際的な原子力損害賠償体制を構築できる可能性がある。<sup>10</sup>

反面、この条約に加盟する不利益として日本国が加盟して他国で事故が起 きると、約70億~80億円を分担金として払う可能性があるそのためその分担 金の重さが日本国に重くのしかかってくる。

|原子力補完的補償条約(CSC)に加盟するための条件は、パリ条約、又 は、ウィーン条約に加盟しているか、もしくは、補完基金条約付属書におけ る一定の内容を有する国内法の規定が必要である。

原子力の新興国にとっては、新たにパリ条約、ウィーン条約に加盟するよ りも、比較的に加盟しやすい仕組みになっている。

そのため、法制度の整備を目指すアジア諸国等にとっては都合の良い条約 と言える。

また、原子力に関し独自の法制度を既に持っているアメリカのような国や、 原子力賠償法が既に整備されている国にとっても加盟しやすい条約と言える。

これらを総合すると、原子力補完的補償条約(CSC)は、アジアにおける原子力発電所等の既設の韓国、中国、台湾、日本にとっては勿論、および、新規の原子力導入予定の諸国にも加盟しやすい条約であるといえる。」9

「日本国と原子力ビジネスでつながりの深いアメリカが原子力補完的補償条約 (CSC) に加盟したことは、日本が加盟する場合の方向性と一致しており、また、日本が原子力プラント等の輸出する原子力新興国において、当該国が国内の原子力賠償制度の構築および賠償条約への加盟を並行して行なえることの条件に最適と判断される。

加えて、当然のことながら、日本も同じ枠組みに加わることがアメリカから期待されている。[11]

#### 表 2

資料 原子力損害賠償のあり方に関する検討会におけるこれまでの審議の状況について (研究開発局原子力計画課)

原子力損害賠償のあり方に関する検討会第4回配布資料

社団法人 日本原子力産業協会シリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」(6) 原産協会メールマガジン2009年7月

この4点を参考にして筆者がまとめたもの

原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)の説明

子力損害の補完的補償に関する条約 1997年採択未発効
ウイーン条約、パリ条約(いずれも改正を含む)補完的補償 条約(CSC)付属書に適合する国内法のもとで損害賠償額を 拡大する観点から原子力損害賠体制を補完し、世界的な責任 制度を構築する。 補完的補償条約(CSC)の特徴
パリ条約やウィーン条約の加盟国ではない国が原子力補完的

パリ条約やウィーン条約の加盟国ではない国が原子力補完的補償条約 (CSC) に加盟するための条件に「付属書」の規定に適合する国内法を要求することは補完的補償条約 (CSC)の特徴一つである。

	この付属書では、パリ条約、ウィーン条約と同様に、原子力 損害の範囲、原子力事業者の無過失責任及び責任集中、賠償 責任限度額の設定、損害賠償措置の強制、専属裁判管轄の設 定と判決の承認・執行の義務、といった原子力損害の責任に 関する最低基準・基本原則を定めている。 原賠法 被害者の保護と原子力産業の健全な発達を目的とす る。1962年施行
条約締国結国	アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、アメリカ 4カ国。 アメリカは2008年5月に批准1997年採択未発効。発効要件5 カ国の批准と原子炉熱出力四億 KW 以上
地域	韓国、日本国、中国が加盟すれば未加盟の国が多いアジア地域に広がる可能性がある。
適用範囲	基本的に締結国の領域内で生じた原子力損害に対して適用。 非締結国の領域で生じた原子力の損害には適用しない。
拠出金	原子力の損害が3億 SDR (特別引出権)または締結国がIAEA に登録した以上の額を超える場合に超過損害分について全締結国が一定のルールで拠出金を分担する。
裁判管轄権	原則としてその領域で原子力事故が発生した場合、事故発生 国の裁判所に管轄権がある。専属締結国の領域または事故を 特定できない場合施設国の裁判所に専属する。
賠償責任限度額	原子力事故の発生時に、一事故あたり責任限度額を(原則3億 SDR=約513億円に相当が賠償責任限度額。但し、例外として経過措置として最長10年間、1億5万 SDR 以上とすることが可能)を超えた場合、すべての加盟国により拠出された補完基金を用い、より多くの補償額を被害者に対して提供するというもので、世界規模での原子力損害賠償の枠組み構築を目指している。この補完基金の資金は、加盟各国の原子力設備容量および国連分担金割合に応じて算出される。したがって、加盟国が増加するほど、その資金は増加し、大規模な原子力事故への備えとなる。
小額賠償措置額	500万 SDR(約8.5億円)以上の額、ただし賠償措置との差額を公的資金により確保する必要がある

# 6. 日本国が原子力補完補償条約(CSC)に加盟していない理由

日本国は現在まで国際条約に未加入でいずれの国際条約にも加入していない。

その理由は「日本国が先進国にふさわしい水準の国内の法的基盤がすでに確立されているつまり、日本国は原子力の先進国として各条約に比較して遜 色のない水準の原子力損害賠償であること。

我国の賠償額は平成22年度から1200億円に引き上げられていることを考えると改正パリ条約は最低責任限度額7億ユーロ=約1000億円、改正ウイーン条約、CSCの責任限度額は3億 SDR=約500億円と比較して遜色ないといえる。」<sup>14)</sup>

また、日本国が加盟しないのは近隣の中国、韓国が加盟しておらず中国、 韓国のアジア周辺国の姿勢が明らかにされておらず、いずれの条約にも加盟 していない、これらのことが現時点で国際枠組みに直ちに参加しなければな らない状況にないとされてきた。

更に、日本国だけが加盟してもメリットが少ないと考えたこと、そして、 日本国は他国と陸続きでなく、他國と国境を接せず、越境損害の対応の問題 が顕在化していない、万一事故が起こっても越境損害に発展することは少な いと考えてきたことである。

更に又、日本国の原子力発電については重大事故は起きないという「安全 神話」があったからである。

日本国はいずれの条約にも加盟しておらず福島県第一原発の事故で国境を 超える被害が発生した場合、他国で損害賠償を請求される恐れがある。

例えば福島周辺等から避難した外国人が母国で事故を起こした国の原子力 事業者たとえば日本の原始力事業者などを相手に裁判を起こす可能性がある。

すでに日本政府は文部科学省の研究会が加盟について検討し、「原子力補 完的補償条約(CSC)の選択肢が現実的」と結論つけている。

補完的補償条約(CSC)は事故を起こした国に対して締結国が資金援助を する取り決めが存在して、日本国の原子力指害賠償補償法に似ている。

異常に巨大な天災地変」の免責条項も含まれており、原子力補完的補償条 約(CSC)に日本が加盟すれば加盟国5カ国になり発効条件を満たすという。 政府与党内で深刻な事故を起こした国として加盟を急ぐべきだとの機運が たかまっている。

このような状況下で、世界的な原子力産業の連携再編、アメリカの原子力 補完的補償条約(CSC)を念頭に置いて日本政府が国際条約への対応を検討 を開始めている。

海江田元経済相も当時ウイーンでポネマン米エネルギー省長官と会談して 原子力補完的補償条約(CSC条約)への加盟を検討する方針を明らかにし た。

「ただ原子力補完的補償条約(CSC)に加盟すると日本国が事故を起こし た時、資金援助を受けられる代わりに日本国以外で事故が発生した場合数百 億の資金負担を迫られる。

この資金を官民のどちらが拠出するかは決まっていない。

政府が原発関連メーカーなどに負担を打診したこともあったが調整がつい ていない 15)

# 7. 原子力損害賠償の補完保障に関する条約(CSC)の検証

# 沿革からの検証 アメリカのプライス. アンダーソン法

原子力補完的補償条約(CSC)の沿革をたどるとアメリカの1957年のプラ イス、アンダーソン法にたどりつくことができる。

プライス.アンダーソン法は、1、原子力事業者の無過失責任、2、原子力 事業者免責事由、3、原子力事業者への責任集中主義、4、賠償責任限度額の 設定、5、賠償措置 |責任保険| の強制、6、国による補完的補償を基本原 則としている。

原子力補完的補償条約(CSC)も同じ基本原則を規定しているところから、原子力補完的補償条約(CSC)はプライス.アンダーソン法を参考にしているものと思われる。

日本国の原子力損害賠償補償法に関する法律も同じように6項目を基本原理としているが、4の賠償責任額については無限責任(原子力損害賠償補償法3条,16条)、6の国の補完的補償については日本国の援助は必要と認めるときとあり(原子力損害賠償補償法16条、17条)必ず援助すると規定していない、この点が異なるところである。

原子力損害賠償補償法と原子力補完的補償条約(CSC)は共にプライス. アンダーソン法の影響が強く、両法は基本的な考え方が同じであることが理解できる。

「原子力の平和利用に対する国家の対応としては一方では事故が起こらないように体制を原子力事業者に強制しつつ、万一の事故の場合の被害者の保護を図るとともに他方で、原子力事業をビジネスとして成り立つようにするという二つの目的を追求ことになる。

そのため事故防止のため行政的監督、事故発生の場合刑事制裁、事業復興 のための税法上の特典等の付与等の政策が組み合わされる。

一般に原子力損害賠償に関する特別法の目的は被害者の保護と原子力事業者の健全な発展とされその目的達成のため①原子力発電事業者の無過失責任②その免責事由の厳格な制限③原子力事業者への責任集中④賠償責任限度額の設定⑤賠償措置 {責任保険} の強制⑥国家による補完的補償 以上のような仕組みが構築されている。

このうち①、②、⑤、⑥は主として被害者保護のためであり.③、④は主として事業の復興のためである。

この分野での最初の立法はアメリカの1957年のプライス.アンダーソン法であり上記の①から⑥をその内容とするものである。| <sup>16</sup>

## 7-2 原子力補完的補償条約(CSC)の加盟の長所、短所

日本国政府民主党は、アメリカが批准する原子力補完的補償条約(CSC) に加盟する方向で検討に入った。

そこで、日本国が補完的補償条約(CSC)に加盟する短所、長所を考えて みることにする。

まず短所は、他国で原子力事故が発生した時日本人が不利益をこうむる恐 れも指摘されてきている。

短所の第1は原子力補完的補償条約(CSC)は原子力事故の損害賠償の裁 判管轄権を事故発生国の裁判所に管轄権を集中する条項が規定されているた めである。

裁判管轄権を統一することは被害を受けたいずれの国民もすべて統一した 国の裁判所において判決を受けるため国際的な公平性が保持することができ る。

しかし、もし日本国以外で事故が発生したら、「裁判のため、加盟国で起 きた原子力事故により日本人が被害を受けたら被害者は事故当事国に出向い て裁判手続きを行わなければならない。

損害賠償の勝利をおさめるためには非常な煩雑な手続が必要である。 この点が関係府省で問題とされている。

事故発生国の法律が準拠法となると、すべての被害国民は事故発生国のそ れぞれの国の法律に準拠して賠償額が決まるため、「アジアは国ごとに経済 力に差があり、アジア、諸国において、原子力事故により日本で風評被害が 発生した場合、日本の物価水準を基準にした損害賠償をアジアの当事者に請 求しても、賠償額は当該、当事国の物価水準に合わせて極端に低く見積もら れてしまう恐れもある。|18)

「更に又、そのほか加盟国で事故が起こって損害額が一定の額を超えると 日本国は分担金を払う必要があるが加盟国が国連分担金により損害賠償の分 **担金が決まるため日本の負担額は大きくなりやすい。** 

これが原子力補完的補償条約(CSC)に加盟する不利益である。[19]

つまり、加盟国がそれぞれ原子力により損害賠償の分担比率が決まるため 日本国の国連の分担金が多いため条約の日本の負担額は多くなってしまう。

仮にアジアの加盟国が事故を起こして日本国に被害が及んだ場合、低く見積もられた賠償額しか得られない反面、巨額の分担金を事故当事国に支払うことになる。

表 3 2012年のアジアの主要国の分担金を見てみる。 **2012年国連通常予算分担金. 分担率** 

玉	分担率	分担金額
日本	12.530	296.1百万ドル
中国	3.189	75.4百万ドル
韓国	2.260	53.4百万ドル

外務省 2010~2012年国連通常予算分担率. 分担金の資料に筆者が編集したもの

上の資料からみてもいかに日本国が国連の分担金が多いかががわかる。

また、ここから補完的補償条約(CSC)に加盟すれば分担金の大きさが知ることがでる。

これは補完的補償条約(CSC)に加盟するデメリットである。

次に長所を考えてみることにする。

原子力の国際条約の原則に責任集中主義がある、これは、原子力事業者 (電力会社等)が被告になり責任を負うとする原則である。

本来責任を負うべきものが原子力事業者以外にあったとしても原子力事業者のみが賠償責任を負いその他の者は責任を負わないということであり、だから逆に原子炉メーカーは責任を問われない。

原子力補完的補償条約(CSC)では加盟国で原子力事故が起きた場合、その責任は電力会社に集中するため、原子力プラントメーカーや建設会社が自己責任を負わされることはない。

日本国はベトナムから原子力発電所の受注をするなど原子力輸出を進めて

いるが日本国が原子力補完的補償条約(CSC)に加盟する利点は原子力輸出 を推進する際に、原子力事故が起きた場合、プラントを運転する事業者の責 任を問えることになっている。

原子力補完的補償条約(CSC)に加盟すると仮に輸出先で原子力事故が発 生しても、日本企業の免責につながるため利点が大きい。

「そのため日本の原子力のメーカーが海外で建設したプラントで事故を起 こした場合、ただちに製造者責任を負わされることはない。

この仕組みを構築するには原子力プラントの輸出先となるアジア諸国にも 原子力補完的補償条約(CSC)に加盟させる必要がある。

日本国が先に加盟しないとアジア諸国への加盟の打診ができないため、原 子力輸出政策を継続するためには日本の原子力補完的補償条約(CSC)加盟 は現実的といえる |20)22)

「以前から、特に原子力事業者への集中の原則は原子力施設の輸出メー カーにとって最大の関心事故であった。

上記の目的達成のため自然の帰結の面も有るものの実質的にはアメリカか らの要求により各国の原子力損害賠償に関する特別法は極めて類似したもの になっている。[23)

「日本企業の原子力プラントで利点見込まれるほか、米国企業が日本に向 けて除染関連機材を輸出しやすくなるための米国から加盟を強く要請されて いる。[21)

## 7-3 原子力補完的補償条約と原子力損害賠償法の法的整合性

# 7-3-1 原子力補完的補償条約と原子力損害賠償法との共通点

日本国の法体系と最も類似しているのは3個の国際条約の中で補完的補償 条約(CSC)であることは判明したが、日本の法体系と補完的補償条約(CSC) をさらに比較して検討してみる。

## 表 4

資料 原子力損害賠償のあり方に関する検討会におけるこれまでの審議の状況について (研究開発局原子力計画課)

原子力損害賠償のあり方に関する検討会第4回配布資料(資料4-4)社団法人 日本原子力産業協会、シリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠法」(6)

原産協会メールマガジン2009年7月

この4点を参考にして筆者がまとめたもの

## 原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC) の説明

加了万百~開光时間頂に因うる木形(CSC)~此列				
原子力損害の定義	死亡、または身体の傷害、財産の減失, 毀損、経済的損失、 環境損害の原状損害の回復措置費用、環境損害に基く収入の 喪失、防止措置費用及びその措置から生じた損失損害、環境 汚染によって生じたものではない経済的損失であって民事責 任に関する一般法で認められているもの			
	原子力損害賠償補償法2条 核燃料物質の原子核分裂の過程 の作用または核燃料物質等の放射能の作用もしくは毒性的作 用【これらを摂取、または吸収することにより人体に中毒お よびその続発症を及ぼすものをいう。】により生じた損害			
責任集中	事業主への責任集中、ただし国内法により一定の条件のもと で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる			
	原子力損害賠償補償法4条 事業者の責任集中			
責任の性質	無過失責任			
	原子力損害賠償補償法3条事業者の無過失責任			
賠償措置	保険 その他資金保証			
	原子力損害賠償補償法8条から12条 保険および政府との補償契約 供託			
国家補償	責任限度額と賠償措置額、小額措置額の差額を補償する			
	原子力損害賠償補償法16条、17条 賠償措置額を超える損害については必要があると認めるとき は国が援助する			
免責事由	戦闘行為、敵対行為、内戦、または反乱、異常に巨大な天災 地変 また、異常な性質の巨大な天災地変による原子力損害の責任 は免責とされており、これが有責とされているパリ条約、 ウィーン条約と大きく違っている。			
	原子力損害賠償補償法3条但書 社会的動乱、異常に巨大な天災地変			

「アジア周辺諸国が比較的加盟しやすい内容であり、アジア周辺地域にお いて国際的な原子力損害賠償体制を構築できる可能性がある。

日本国と原子力ビジネスでつながりの深いアメリカが補完的補償条約 (CSC) に加盟したことは、日本が加盟する場合の方向性と一致しており、 また、日本国が原子力プラント等の輸出をする際、原子力新興国において、 当該国が国内の原子力賠償制度を構築すると同時に、これと並んで賠償条約 への加盟を促すことができる。

加えて、当然のことながら、日本も同じ枠組みに加わることがアメリカか ら期待されている |24)

原子力補完的補償条約 CSC 条約と日本国の原子力損害賠償補償法の共通点 1)原子力事業者の無過失責任、

「一般の不法行為の原則は渦失責任主義で渦失がなければ責任がない、被 害者は加害者の過失を証明しなければならず、原子力の特殊性、裁判の長期 化、証拠不十分により被害者が損害賠償を得るためにはきわめて過重な負担 がかかる。

そこで原子力事業者に過失がなくても損害賠償を負坦させるため被害者は 賠償請求権の行使が容易になるようにしている。|25)

補完的補償条約(CSC)、原子力損害賠償補償法3条に規定されている。

# 2) 青仟集中主義

原子力事業者(電力会社等)が被告になり責任を負担する原則である。本 来責任を負うべきものが原子力事業者以外にあったとしても原子力事業者の みが賠償責任を負いその他の者は責任を負わないということである。

逆に原子炉メ―カーは責任を問われないとするものである。

本来責任を負うべきものが原子力事業者以外にあったとしても原子力事業 者のみが賠償責任を負いその他の者は責任を負わないということである。

仮に原子力事業者に責任が集中されない場合、原子力事業者のみならず、 原子力事故に関係するメーカー、サプライヤー、工事会社等幅広い関係者ま で巨額の賠償責任が及ぶ可能性がある、そのようなれば、リスクが原子力へ の参入を阻害する恐れがある。

また被害者にとって請求対象が不明確になるという不利益がある。

被害者の賠償責任の相手を明確にすることにより原子力事業者と取引する メーカー、サプライヤー等が損害賠償を同避できる。

このため、企業が原子力事業に参画しやすくなるメリットがある。

日本国メーカーが海外にプラント輸出する場合、輸出先国が補完的補償条約 (CSC) 締約国であれば、当該国で事故が発生すればその原子力事故の責任を免除される。

補完的補償条約(CSC)、原子力損害賠償補償法4条に規定されている。

3) 賠償責任額までの損害賠償措置 保険など の強制

被害者にとって仮に事故があったとき、損害賠償を得られないことがない ようにするため、対策を講じている。

原子力事業者が独自に損害賠償措置の確保をしないまま、巨額の損害賠償 責任が発生してしまったら、原子力事業者は資金不足等により倒産に追い込 まれてしまう。

このようなことがなくするため、損害賠償保険等の保険措置を強制して賠償のための資金をあらかじめ措置することにより事業者は偶発的な事故による賠償負担を経済的支出に転化して経営の安定を図ることができると同時に被害者の賠償の補償を確実にすることができる。

この条約では保険その他の資金的な保証を規定しているが原子力損害賠償補償法は金銭、有価証券を供託している保険会社と保険契約を結び、政府と補償契約を締結している。(原賠法8条9条、10条11条12条)

4) 国家補償 補完的補償条約 (CSC) 条約では責任限度額と賠償措置額、 小学措置額の差額を補償する。

「小額賠償措置額認め、賠償措置額との差額について公的資金が利用可能 を確保することが締約国に義務つける。

原賠法3条、16条、では賠償措置額を超える損害について原子力事業者に無限責任を負わせ、国の支援は必要と認めるときにおこなわれる。」<sup>27)</sup>

## 5) 戦闘行為、内戦、反乱は免責される

補完的補償条約(CSC)も原賠法も原則として無過失責任主義である。

しかし例外として、原子力損害賠償補償法は「戦闘行為、内戦、反乱など が発生した場合」、原子力事業者の責任は免責され、(原子力損害賠償補償法 3条但書)、国が援助、措置をすることになる。

補完的補償条約(CSC)は異常に巨大な天災地変の場合は免責される。

日本国の原子力損害賠償補償法は原則として無過失責任を採用しているが 例外として免責事由は「異常に巨大な天災、地変」は免責されている。

パリ条約、ウイーン条約は異常に巨大な天災地変は免責されていないが原 子力補完的補償条約(CSC)は異常に巨大な天災地変も免責事由になり原子 力事業者の免責事由が広く我国の免責事由と類似している。

改正パリ条約、改正ウイーン条約よりは原子力補完的補償条約(CSC)の 方が日本の原賠法に整合性があると言える。

この原子力補完的補償条約(CSC)はアジア周辺諸国が比較的締結し易い 内容となっており、すでに、韓国は原子力補完的補償条約(CSC)に締結が 可能なように国内法制度を整備している。

今後、原子力発電の発展が見込まれるアジア周辺地域において、国際的な 原子力損害賠償体制を構築できる可能性があると予想できる。

以上考察してきたように、日本国の原子力損害賠償法は原子力補完的補償 条約(CSC)と非常に類似しており、親和性がある、ことが判明した。

## 7-4-2原子力補完的補償条約(CSC)と原子力損害賠償の差異

原子力補完的補償条約(CSC)と日本国の原子力損害賠償法の差異を考察 してみる。

表 5

原子力補完的補償条約(CSC)と日本国民法724条を参考にして筆者が作成

除斥期間	原子力補完的補償条約 (CSC)、原子力事故の日から10年、 (賠償措置、国の補償が10年より長い期間整備されていれば その期間でも可能)		
	日本国民法	民法724条後段より不法行為より20年	

原子力補完的補償条約 (CSC) では原子力事故の時から10年と定めており、 日本国民法724条後段で不法行為の時から20年と定めている。

しかしながら、原子力補完的補償条約 (CSC) 条約では10年よりも長い期間整備されている場合、例えば日本民法のように20年とされていれば、20年でもよいとされており日本民法と補完的補償条約 (CSC) の整合性が取れることになる。

改正ウイーン条約は原子力事業者の有限責任、日本の原子力損害賠償法は 事業者の無限責任を規定しており(原賠法3条、16条)は両者は相容れない が、無限責任を採用する国についても、条約の定める責任限度額までの支払 いでよいとする配慮規定が設けられたため我国が改正ウイーン条約に加盟す るに最大の懸案が解決された。

この考え方を補完的補償条約(CSC)についても参考にして考えることができるのではないかと思う。

補完的補償条約 (CSC) の有限責任と日本の原子力損害賠償法の無限責任 (原賠法3条、16条) の整合性につても補完的補償条約 (CSC) 条約の定め る責任限度額までの支払いでよいとする解決策で法的な整合性を保つことができる。

# 8. 結論と将来の検討すべきこと

日本国政府は原子力事故の損害賠償について定めた国際条約「原子力損害補完的補償条約」(CSC)に、2013年度にも加盟する方針を打ち出し、条約

の加盟がクローズアップされ始めて加盟を検討しているが以上考察したよう に我国が原子力補完的補償条約(CSC)への加盟が改正パリー、改正ウイー ン条約への加盟より親和性、共通性があることが判明した。

そして原子力補完的補償条約 (CSC)、日本国の原子力損害賠償法との法 的整合性も取れることが証明した。

しかし、「日本国が原子力補完的補償条約(CSC)に加盟するには原子力 の損害の定義、拠出金の負担、支払い、受取のための体制、裁判管轄権の問 題など課題が残されている。|26)

遠い将来現存の3個の条約とは別の原子力の損害賠償条約として第4の条 約として、アジアを中心とした国際条約を検討する道も残されている。

以上

## 参考資料

- 1) 電気新聞 2012年2月8日
- 2) 朝日新聞 2012年5月13日
- 3) 共同通信社 2012 年 5 月 13 日
- 4) JAIF 社団法人日本原子力産業協会シリーズあなたに知ってもらいたい原賠制度 6
- 5) JAIF 社団法人日本原子力産業協会シリーズあなたに知ってもらいたい原賠制度 6
- 6) 国境を超える原子力損害に関する賠償責任垣内正人ジュリスト 1993.1.1-15
- 7) 日本原子力産業協会情報コミニケーション部発行原産協会メールマガジン
- 8) 2011 年 8.29 朝日新聞朝刊
- 9)「社団法人日本原子力産業協会シリーズあなたに知ってもらいたい原賠制度(6)
- 10) 原子力損害賠償に関する国際条約について H 23 年 11 月 15 日文部科学省原子力損害賠償対策室
- 11) 社団法人日本原子力産業協会シリーズあなたに知ってもらいたい原賠制度(6)
- 12) JAIF 社団法人日本原子力産業協会シリーズあなたに知ってもらいたい原賠制度(6)
- 13) 原子力損害賠償に関する条約の概要 資料 1-6 社団法人 日本原子力産業会議編
- 14) 日本原子力産業協会情報コミニケーション部発行原産協会メールマガジン 2009 年 7
- 15) 日本原子力産業協会情報コミニケーン部発行原産協会メールマガジン 2009 年 7 月
- 16) 国境を超える原子力損害に関する賠償責任道垣内正人ジユリスト 1993.1.1-15
- 17) 2012 年 2 月 8 日 電気新聞

- 18) 2012 年 6 月 27 日 電気新聞
- 19) 2012 年 2 月 8 日 電気新聞 2012 年 6 月 27 日 電気新聞
- 20) 2012年2月8日 電気新聞
- 21) 2012 年 6 月 27 日 電気新聞
- 22) 2012年6月27日 電気新聞
- 23) 国境を超える原子力損害に関する賠償責任道垣内正人ジユリスト 1993.1.1-15
- 24) 社団法人 日本原子力産業協会シリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」(6)
- 25) 文部科学省原子力損害賠償のあり方にかんする検討会第4回配布資料
- 26) 2009 年 7 月 原産メールマガジン 7 月号
- 27) 文部科学省 原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会 第4回配布資料